

日本の消費税制度とインボイス方式の是非について

大津ゼミ 澤口陽香

I 研究動機

日本では、国民の義務として必ず支払わなければならない「税金」がある。その中でも私達の身近にある税金が消費税である。本来消費税は、消費者が物品を購入する際に、事業者に税額分を預け、その後事業者が単位期間ごとにまとめて納税するという仕組みとなっている。しかし、消費者が税として支払った金額のうち、国庫に納入されず事業者の手元に残ってしまう実態がある。また、特定の事業者が預かり税よりも多く税金を支払っている事業者も存在する。現在日本では消費税増税が騒がれているが、現状のまま増税した場合、この益税・損税問題における額はさらに大きくなると考えられる。

一方欧州諸国では益税という概念は存在しないという。欧州諸国で益税が発生しないのは、インボイス方式という税算出方法が要因となっていることを知った。

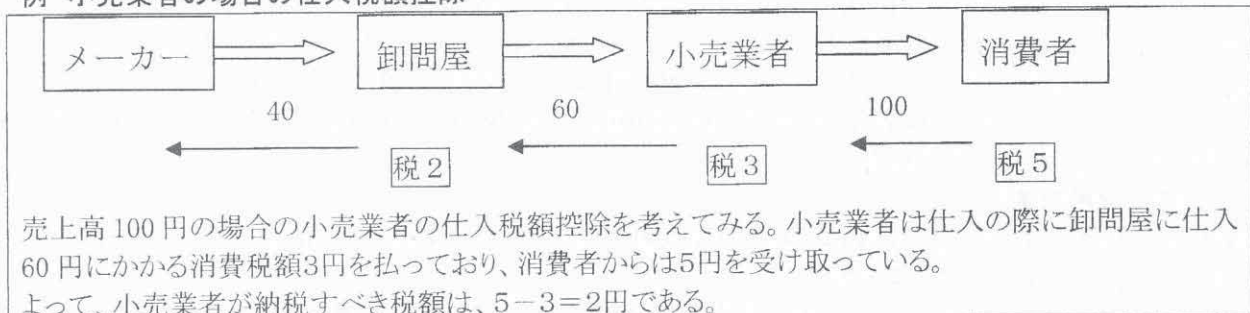
そこで、私は、欧州諸国から日本が学べることがあるのではないかと考え、インボイス方式を日本に導入することによって現行の消費税制度がもたらす問題点の解決に繋がるのかについて研究する。

II 日本の税算出方法

1. 請求書等保存方式の仕組み¹

消費税においては、税の累積を排除するため、仕入に係る税額を売上に係る消費税額から控除するという仕入税額控除方式が採用され、その税算出方法の要件として日本では「請求書等保存方式」が採用されている。この請求書等保存方式は、消費税導入時から平成9年の税制改革が行われるまでの帳簿方式の要件に加え、帳簿及び請求書等²の保存を義務付けている。

例 小売業者の場合の仕入税額控除



2. 請求書等保存方式の特徴

日本のように単一の税率が用いられる場合、請求書等保存方式は簡便な制度であり、事業者や租税行政当局に対する負担も少なくすむ。歴史的背景なども関係し、政府は日本に適した税算出方法であるとしている。だが、この方式は事業者が作成した帳簿を元に税額を算出することを認めているため、取引当事者間に相互牽制作用が働かず、信頼性が不十分である。また、非課税事業者や非課税取引が存在する場合には、非課税の仕入を排除することが困難であるため、正確な税額転嫁や還付³がなされないおそれがあり、このことが益税の問題を引き起こす引き金となっている。

3. 帳簿方式導入の歴史的背景⁴

昭和62年に中曽根内閣が提案し、廃案された売上税案はインボイス方式だった。竹下内閣が帳簿方式を採用したのは、表向きには、中小企業の事務負担増への反発を考慮したからだといわれる。インボイス方式では、事業者はインボイスの発行と保管に伴う事務が煩雑で納税コストを高めるとされた。

インボイス方式では、課税事業者は税額計算の際、消費税を記入した請求書が必要となる。課税事業者が免税事業者から仕入れればインボイスが発行されないことから、仕入控除ができず納税額は高額となる。したがって、課税事業者は免税事業者からの仕入を避け、インボイスを発行する課税事業者から仕入れることとなる。その結果、インボイス方式では企業に販売する免税事業者は販路を失うため、

¹ 補足資料図表1参照

² 「請求書・納品書その他これらに類する書類」または「仕入明細書・仕入計算書その他これらに類する書類」のこと。

³ 課税事業者が納入する税額を算定する際に、売上税額よりも仕入税額が上回った場合に適用される。

⁴ 補足資料図表2参照

大津ゼミ

大蔵省はインボイスなしでも、仕入税額控除ができるとし、帳簿方式を採用したのではと考えられる。

また、ここで重要なのは日本の企業構造である。日本では、経済の二重構造を利用した下請がある。この下請は、インボイス方式のもとで免税事業者になれば、親会社から発注が停止される恐れがある。大蔵省はこうした事業者の不安や反発をなくすために、インボイス方式ではなく帳簿方式を採用したとみられる。

Ⅲ 益税問題

1. 益税の定義

最終消費者の負担にもかかわらず、事業者が納税すべき消費税額を納税せず、納税額が事業者の手元に残ってしまうことを益税といわれている。今後、高税率時代を迎えることが予想されるが、そうなった場合益税額も増えるため、納税者の反発は必至であり、早急に解決されなければならない問題であるだろう。

2. 発生させる消費税制度

現在存在する制度は事業者免税点制度と簡易課税制度の2つである。

1) 事業者免税点制度

事業者免税点制度⁵を原因とする益税は2種類ある。

まず第一のケースは、最終小売業者が免税事業者の場合である。本来なら、免税事業者の小売価格は、消費税の転嫁がない分、課税事業者より安いはずである。しかし、実際には免税事業者であっても、課税事業者と同じ価格で販売しているケースがほとんどである。この場合、付加価値に税率を乗じただけの益税が発生する。

第二のケースは中間取引段階の免税事業者の場合である。事業者が免税事業者から仕入を行う場合、消費税の転嫁を受けずに購入できるはずである。しかし、事業者は仕入の際にかかる消費税を仕入税額控除できるため、免税事業者からの購入であっても一般の課税事業者と同じ価格(消費税の転嫁を受けた価格)で仕入を行ってしまう。そこで、免税事業者は、付加価値に税率を乗じた額の益税を得ることになる。また、免税事業者から仕入を行うと納付すべき税額が削減されるため、免税事業者からの仕入にインセンティブが発生する。

2) 簡易課税制度⁶

簡易課税制度⁷における益税発生は、実際の仕入率がみなし仕入率よりも低い場合、その部分が益税として業者の手元に残ってしまう所にある。

例えば、みなし仕入率 80%が適用される小売業者を想定してみると、この事業者の仕入率が実際には 60%である場合、20%の部分が益税となる。

例 簡易課税制度の運用例

“条件” 小売業(みなし仕入率 80%)、売上高 4000 万円の事業者

$$4000 \text{ 万円} \times 5\% = 200 \text{ 万円 (預かり消費税)}$$

$$200 \text{ 万円} \times (1 - 80\%) = 40 \text{ 万円 (納税額)}$$

Ⅳ 損税問題

1. 損税の定義

事業者は、本来仕入税額を買い手に転嫁するものと想定されるが、その転嫁ができず、事業者自身が負担しなければならないことを損税という。仕入の際は仕入税額を負担するが、販売の際消費者や事業者仕入税額を転嫁することが不十分である事業者は、全事業者の4割にも達する。⁸ 売上高 1000 万円以下の零細事業者の場合では、益税が発生する確率よりも損税が発生する可能性が高いといえる。損税には2つの種類があり、制度上の規定から発生してしまうものとそうでないものに分けられる。

2. 非課税から起こる医療機関における損税

⁵ 基準期間の課税売上高が 1000 万円以下の事業者が消費税を納める義務が免除される制度。

⁶ 補足資料図表3

⁷ 実額による控除を用いず、納税義務者の選択により売上にかかる消費税額の一定割合を仕入税額とみなして計算することを認める制度。課税売上高 5000 万円以下の事業者が適用される。

⁸ 補足資料図表4

大津ゼミ

医療機関では、消費税の算出方法が自由診療と社会保険診療等の2つの場合において異なる。⁹ 自由診療では、消費税が課税されることが前提とされているが、社会保険診療等の場合においては非課税となるため、患者からは消費税を預かっていない状態となる。だが、問屋には診療材料に対する消費税を支払っているため、支払損が発生してしまう。税算出の過程では、預かった消費税から仕入に係る消費税額を差し引く際に課税売上割合を考慮しなければならない。この課税売上割合は次のように計算される。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上の額}}{\text{課税期間中の課税売上の額} + \text{課税期間中の非課税売上の額}}$$

診療材料の仕入が非課税診療と自由診療に共通するものであれば、その診療材料の仕入高に対する消費税額に課税売上割合を乗じる。収入が社会保険診療等しかなかった場合には、課税売上割合が0%になるため仕入に係る消費税額は一切控除できない。この場合でも還付を受けることも認められていないため損税が発生することとなる。制度上発生してしまう損税の解決方法としては、軽減税率の適用やゼロ税率の採用などがあげられ、研究が進められている。

V 欧州諸国の税算出方法

1. インボイス方式の仕組み

製造元・卸売・小売と商品が流通する間の二重課税を回避するために、仕入商品のインボイス¹⁰に前段階までの支払税額が記され、次段階の税額からそれを除去する方法を指す。インボイスには税額の記載が義務づけられているため、免税事業者はインボイスを発行できない。したがって免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができないという性質がある。

2. インボイス方式の特徴

上述したように、前段階までの税額が記されているために仕入税額控除を正確に行うことができ、取引当事者間において相互牽制作用が働く。また、非課税項目や複数税率に対応することができる。日本が採用している請求書等保存方式と比較しても、仕入にかかる証拠書類が作成されるため、前後の取引に伴うインボイスをクロス・チェックできることで把握水準を高められる。反して、大量のペーパーワークが事業者や租税行政当局に求められる。日本の背景を考慮すると、免税事業者がインボイスを発行できないために、流通の系列から排除されるおそれもある。

VI 現行制度とインボイス方式導入の検証

日本で採用されている請求書等保存方式には、取引当事者間で必要な「相互牽制作用」と「正確な転嫁」がなされていないのではないかと考えられる。請求書等保存方式は、消費税導入時以来採用されていた帳簿方式をさらに信頼度の高い方法にするために、証拠書類の保存を義務付けた。答申は、「帳簿に記載された内容に基づいて納付税額を計算する方法は、消費税の創設以来認められてきた制度であり、今後とも帳簿及び請求書等の保存を用件として仕入税額控除を認める現行方式を維持することが適当である。」¹¹としている。だが、請求書等の保存だけでは益税解消の決定打とはならない。

インボイス方式を採用する利点は、免税事業者において発生する益税を一掃できることである。インボイス方式は、税額明記のインボイスに記載された税額を控除する方法である。免税事業者はインボイスを発行できないので、買い手(免税事業者から仕入れを行う事業者)は前段階の税を控除することができず、売り手(免税事業者)は販売価格を引き下げざるを得ない。よって、中間取引段階の免税事業者による益税が消滅する。また、値引きを要求されたり、取引から排除される可能性が考えられるため、インボイス方式は免税事業者になるインセンティブを低下させる効果も持つ。

現行の制度ではこのような効果は期待できない。請求書等保存方式では、厳密なインボイスではなく、免税事業者でも簡単に発行できる請求書を必要としている。また、免税事業者からの仕入をチェックできない状況を作り上げている。これは、免税事業者が存在することによって、課税事業者の不正申告を誘発する原因にも繋がっているためである。インボイス方式を導入すれば、免税事業者が発行できない

⁹ 補足資料図表5.6

¹⁰ 補足資料図表1

¹¹ 中長期的視点から見た消費税のあり方について—平成12年度諮問に対する答申—

大津ゼミ

インボイスを保存して初めて仕入税額控除ができることになるので、実質的に免税事業者からの仕入をチェックできるようになるのである。現在、全免税事業者が益税を発生させていると仮定すると、益税額は試算によると約6千億円である。平成16年の申告納税額は約10兆円に上るので、国も消費者も全体の約6%の受け取り損・支払い損が生じている。

インボイス方式を導入することによって、事業者免税点制度からおこる益税は消滅する。もう一方の簡易課税制度からくる益税はどうだろうか。簡易課税制度は中小事業者への事務負担の配慮から設けられた特別措置であり、制度が存在することが益税を発生させる原因となる。益税を消滅させるには制度の廃止が適当だと考えられる。現にインボイス方式を導入しているフランスでは簡易課税制度を採用しておらず、消費税が確実に国に納入できる体制がつくられている。だが、日本は中小企業が99.7%という高い割合を占めていて、その中の零細企業の割合も高い。会計の知識が浅い零細企業を考慮すると、簡易課税制度はなくてはならない制度であるといえる。そこで益税額を少しでも減らすためには、みなし仕入率を実態に即した比率にすることが重要だ。調査¹²によると、現行の適用額である1000万円から5000万円に該当するみなし仕入率は制度改正により実態に即したみなし仕入率となっていることが分かる。では簡易課税制度の適用額は現行のままでよいのだろうか。インボイス方式の導入を拒んだ歴史的理由は免税事業者の取引からの排除であった。そうであるならば、簡易課税制度の適用額を0～5000万円にしてはどうだろうか。取引の排除が想定される事業者が簡易課税制度を選択すれば、課税対象となるのでインボイスが発行できる。また、1000万円以下の零細事業者が簡易課税制度を選択すれば事務負担を軽減できるというメリットもある。

損税の問題に関しては、事業者の転嫁力が弱いため起こる問題であるので、インボイス方式を導入して解決することはできない。非課税項目であるが故に引き起こされる損税については、消費税制度を見直すことによって解消される可能性がある。だが、転嫁の問題は事業者自身の問題であるので、税制よっての解消は難しいのではないかと考える。

VII 結論

消費税は、日々の生活の中で消費行為を行えば必ず徴収される性質の税であり、重税感が強い。その中で、益税問題は納税者の信頼を低下させ、損税問題は事業者の消費税への信頼を低下させるものである。最優先されるべきところは納税を正確に行うということである。制度改正などにより解消の取り組みはなされているが、インボイス方式を導入し取引の透明度を上げることが消費税の信頼度を上げることにも繋がる。消費税における諸問題を解決する一歩として、インボイス方式の導入は望ましいといえる。

参考文献・参考資料

- 海老原薫監修『税金のことがよくわかる事典』, 西東社, 2004年.
 大間知啓輔著『消費税の経済学』, 法律文化社, 2005年.
 クリニックマガジン http://www.higashinihon.ne.jp/mag/clinic_Sep2004.html
 小池敏範著『事例検討/誤りやすい消費税の実務』, 税務研究会出版局, 2004年.
 三宮修編『やさしい消費税』, 財団法人大蔵財務協会, 2006年.
 財務省 <http://www.mof.go.jp/>
 消費税における益税問題 <http://www.asahi-net.or.jp/~tq3a-tkso/usr/matsui/honbun.html>
 中小企業いじめの外形標準課税は絶対反対 <http://www.kokuminrengo.net/2002/200209-small.htm>
 松本正春著『消費税法 理論と計算』, 税務経理協会, 2005年.
 宮島洋編著『21世紀を支える税制の論理 第6巻 消費課税の理論と課題〔二訂版〕』,
 税務経理協会, 2003年.
 森信茂樹著『日本が生まれ変わる税制改革』, 中央公論新社, 2003年.
 森信茂樹著『日本の税制 グローバル時代の「公平」と「活力」』, PHP 研究所, 2001年.
 中長期的視点から見た消費税のあり方について—平成12年度諮問に対する答申—,
 日本税理士会連合会税制審議会, 2000年.

¹² 補足資料図表8